

景観法制定の背景

国のこれまでの
景観に関連する制度

- 大正8年都市計画法制定に伴う「風致地区」、「美観地区」制度創設
- 昭和41年「歴史的風土保存区域」、「歴史的風土特別保存地区」制度創設
- 昭和50年「伝統的建造物群保存地区」制度創設(文化財保護法)
- 昭和55年「地区計画」制度創設

今までの取組

- 500弱の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、地方公共団体において積極的に景観の整備・保全の取組みを行っている。

今までの取組の限界

- 景観を整備・保全に向けた国民共通の基本的な理念がない
- 条例による規制に関する法的な根拠がない
⇒ 景観をめぐる訴訟の提起

必要性

- 景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、
 - ・ 景観を整備・保全するための基本理念の確立
 - ・ 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
 - ・ 景観形成のための支援措置の創設 等

景観法の制定

景観法の目的

景観法の目的

国民生活の向上
地域社会の健全な発展

- 美しく風格のある国土の形成
- 潤いのある豊かな生活環境の創造
- 個性的で活力のある地域社会の実現

良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に推進

- 景観づくりに向けた基本理念と責務の明確化
- 景観づくりの取り組みを後押しする各種制度